

② 中核機関の果たす具体的役割

中核機関は、具体的にどのような役割を担うのでしょうか。

支援の各段階でどのような課題がみられるのか、中核機関を設置し、支援機能を発揮することによって課題がどう解決につながるのか、本項では中核機関の具体的な役割を述べます。

また、中核機関を設置し施策上の成果を挙げることと、地方公共団体の法律上の責務についても、各段階において確認します。

（１）広報・啓発段階【場面１】

①想定される「現状の課題」（図Ⅱ－２、図Ⅱ－３フロー図の「目詰まり」）

- 【本人、家族、住民等】制度が知られていない
- 【包括等相談窓口】制度が知られていない
- 【本人、家族、住民等】成年後見制度に関する相談窓口等が不明確
- 【本人、家族、住民等】相談しても、自治体や家庭裁判所にたらいまわしにされる、等

第Ⅰ章の高齢女性の事例においても、消費者被害、サービスや税金の支払い、退院先の検討等の権利擁護に関する課題があらわれていました。しかし、本人や家族、住民や、身近な支援者が成年後見制度をよく知らない場合、適切な相談に繋がらず、消費者被害や未払いが課題のまま残されてしまう、あるいはさらに被害が大きくなってしまふことが想定されます。

また、本人や身近な支援者が成年後見制度の相談をしてみようとしても、窓口がわからずに制度利用をあきらめてしまうと、同じように本人の課題が残されたままとなります。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

中核機関を設置することで、地域で研修や講演会等により、成年後見制度に関する周知・広報が行われます。また権利擁護・成年後見制度に関する相談窓口が明確化され、住民や関係機関に対して周知されます。相談機会が増え、相談が行われやすい環境が整います。

中核機関による周知・広報を通じて、本人自身や民生委員などの地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員など本人の身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、事前に任意後見制度の利用や、本人自身が早い段階から補助・保佐の利用を検討することが可能となります。また、第Ⅰ章の事例のような案件に関わった人が、権利擁護の課題であると気づき、適切な相談窓口に繋がりがやすくなることが考えられます。



参考事例のご紹介

○後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践
(品川成年後見センター)

○出張相談によるニーズ把握のための工夫
(北信圏域権利擁護センター、尾張東部成年後見センター)

○多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす
(尾張東部成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.75 参照)

【利用者・関係者への制度紹介・情報提供】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげることにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、（中略）高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

6 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」 (抄)

(成年後見制度の利用促進)

第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」 (抄)

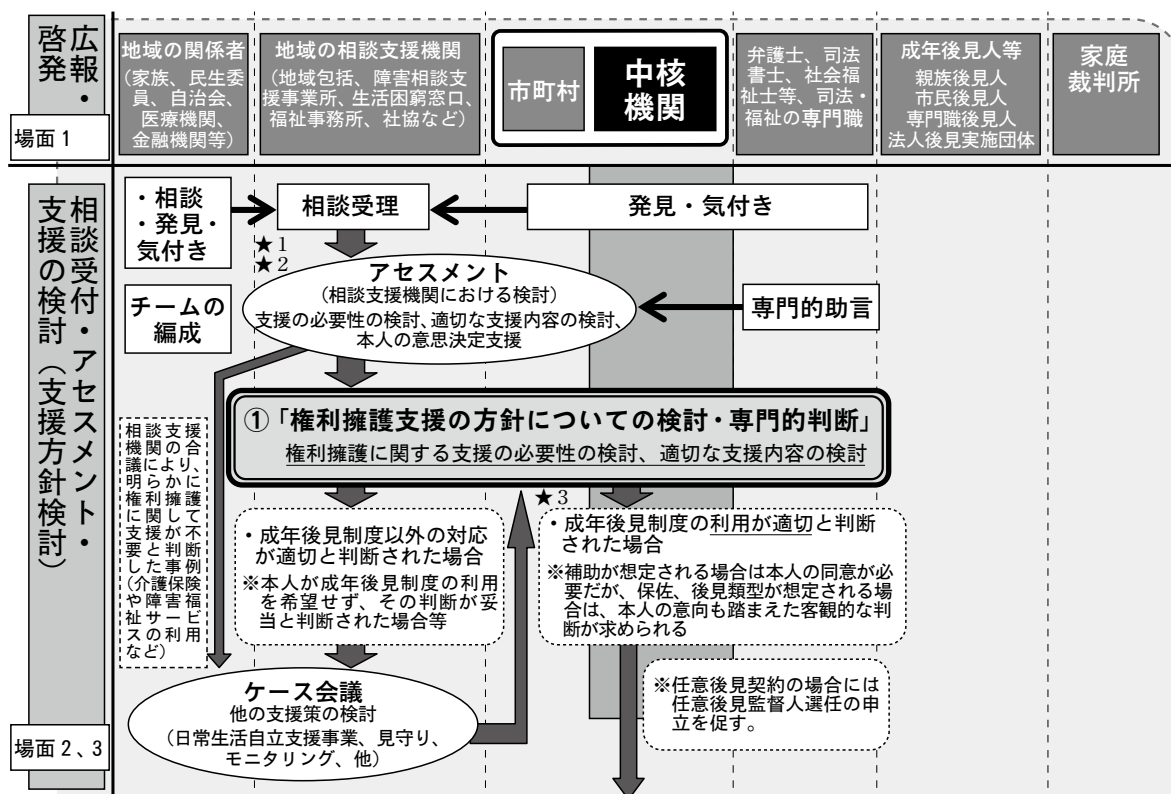
(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

(2) 相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）

- ◎早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】
- ◎成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】

図Ⅱ－2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



①想定される「現状の課題」(図Ⅱ－2、図Ⅱ－3フロー図の「目詰まり」)

- 【地域の相談支援機関、市町村等】権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない
- 【地域の相談支援機関、市町村等】ケース検討で成年後見ニーズが判断されない（その結果、地域包括支援センター等適切な機関につながらない）
- 【社会福祉協議会等】日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等において、利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている
- 【地域の相談支援機関、市町村等】任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されない（監督人が選任されない）、等

相談が受理され、相談支援機関によるアセスメント、ケース検討会議等の場で、担当者や会議参加者が法的な課題があると判断することができないと、適切な支援につながらないおそれがあります。

また、相談当初は本人が契約を行うことができた場合も、変化し続ける本人の状況をモニタリングし、判断能力の低下がみられたときには、適切な時期に成年後見制度の利用につなげることが求められます。

これは、任意後見契約締結者についても、地域の相談支援機関等でのモニタリングを通じて、判断能力に変化が見られた場合には、適切な時期に監督人の選任手続きを促し、任意後見を開始することが必要です。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

中核機関を設置し、中核機関がコーディネートを行うことで、地域の相談支援機関のアセスメントやケース検討を行う時に法律の専門職や、成年後見制度に詳しい福祉の専門職が参加します。専門職の関与によって専門的な検討・判断が行われ、法的な課題が明らかになり、権利擁護支援に関するアセスメント、成年後見制度の利用に関しても適切な対応が可能となります。

中核機関が、支援方針の検討を担保することで、自治体や支援者、相談機関等が成年後見制度利用に関する方針の判断を行うことができるようになります。必要に応じて市町村長申立の判断も行うことが可能となります。

また、成年後見制度の利用が必要と判断されなかった場合、継続的なモニタリングの結果、判断能力の変化がみられた場合には、再度支援方針の検討を行います。日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等の利用者についても、適切な時期に検討・専門的判断を行い、円滑な成年後見制度利用への移行を行うことができます。任意後見契約を締結している本人についても、適切な時期に任意後見制度開始ができるよう、タイミング等に関する助言やサポートを継続的に行います。



参考事例のご紹介

○地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて
権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ
(立川市、地域あんしんセンターたちかわ)

○相談窓口職員に対する研修の実施
(上伊那成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.78 参照)

○権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる
(東濃成年後見センター、他)

○本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備
(品川成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.79 参照)

【相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげるることにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、（中略）高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

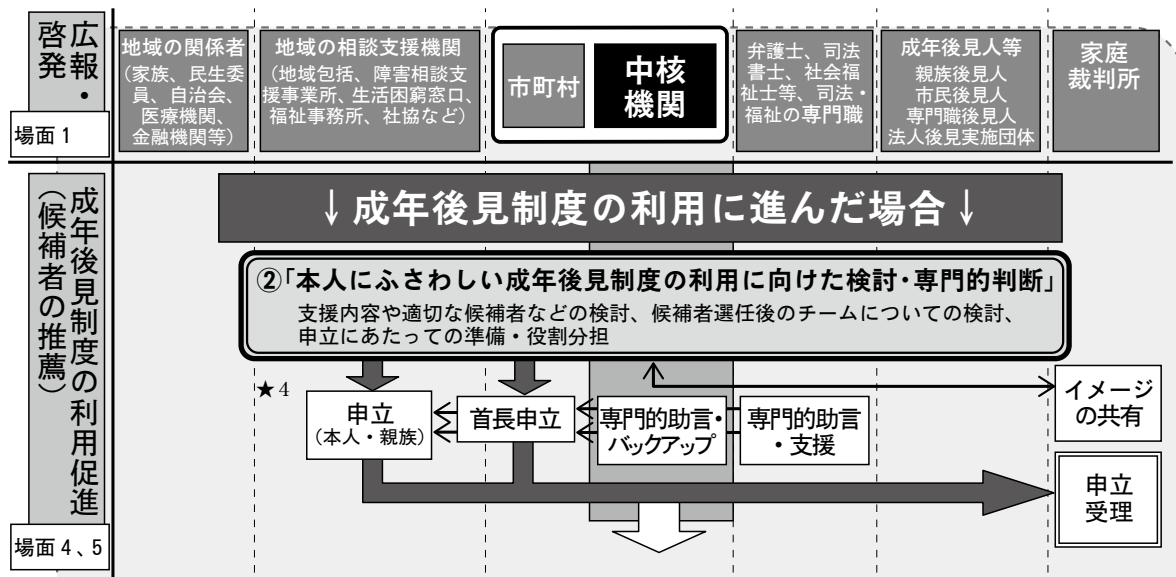
7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること

（３）成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦段階）

◎本人・親族申立の支援及び市町村長申立を適切に行える体制【場面 4】

◎後見開始に向けた本格調整及び申立の実施【場面 5】

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦段階）では、成年後見制度の利用に進んだ場合、個別支援に関与する関係者の合議により、適切な候補者の検討や申立を行います。

①想定される「現状の課題」（図Ⅱ－２、図Ⅱ－３フロー図の「目詰まり」）

- 【本人、家族等】申立書類作成のハードルが高い
- 【自治体】首長申立を行った経験がない
- 【本人、家族、地域の相談支援機関、自治体等】誰を成年後見人等候補者とすればよいのかわからない
- 【自治体等】適切な成年後見人等候補者がいない、少ない、等

成年後見制度の利用が必要であると思われる場合も、成年後見制度の利用を家庭裁判所に申立てるまでにはいくつかのハードルを越える必要があります。

まず、成年後見制度の申立を行うことができる人は法律上限定されていますが、書類作成や書類の取り寄せ等、初めて手続きを行う本人や親族にとっては申立手続きが困難なことも多いと思われます。首長申立についても、経験のない自治体にとっては同様に申立手続き、事務のハードルが高いと覚えることがあるかもしれません。

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けて、誰を候補者とするのがよいのかの判断が難しいこと、もしくはふさわしいと思われる候補者がいないこと等も、申立ての課題となっています。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

中核機関の設置により、窓口で申立に関わる相談が行われることで、申立に関わる書類作成・事務が支援され、申立者は成年後見制度の申立手続きが行いやすくなります。

また、司法に精通した専門職の参加により、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門職判断が行われます。検討・専門的判断に際し、家庭裁判所と中核機関の間で適切な後見人候補者選任のイメージを共有することで、適切な成年後見人等候補者を選ぶことができるようになります。

申立以前の段階から本人と関わってきた福祉・医療・地域の関係者が得ている情報を中核機関が集約し、中核機関が本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮した上で、最もふさわしい後見人候補者を選び、家庭裁判所に推薦がなされることで、家庭裁判所はこれまで以上に本人のニーズに合った後見人等の選任が可能となります。

さらに、成年後見人候補者が少ない地域においては、中核機関が中心となり、市民後見人や法人後見の担い手の養成を行うことができます。



参考事例のご紹介

- 家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理・提供
(尾張東部成年後見センター)
- 市長申立て案件に関する対応フロー図、会議書式の整備
(いわき市権利擁護・成年後見センター)
- 「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する
基準を明確にしている
(尾張東部成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.83 参照)

【相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげることにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、(中略) 高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

○「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）（抄）

(後見等に係る体制の整備等)

第三 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）」（抄）

(後見等を行う者の推薦等)

第 28 条の 2 市町村は、前条の規定する審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）」（抄）
（後見等を行う者の推薦等）

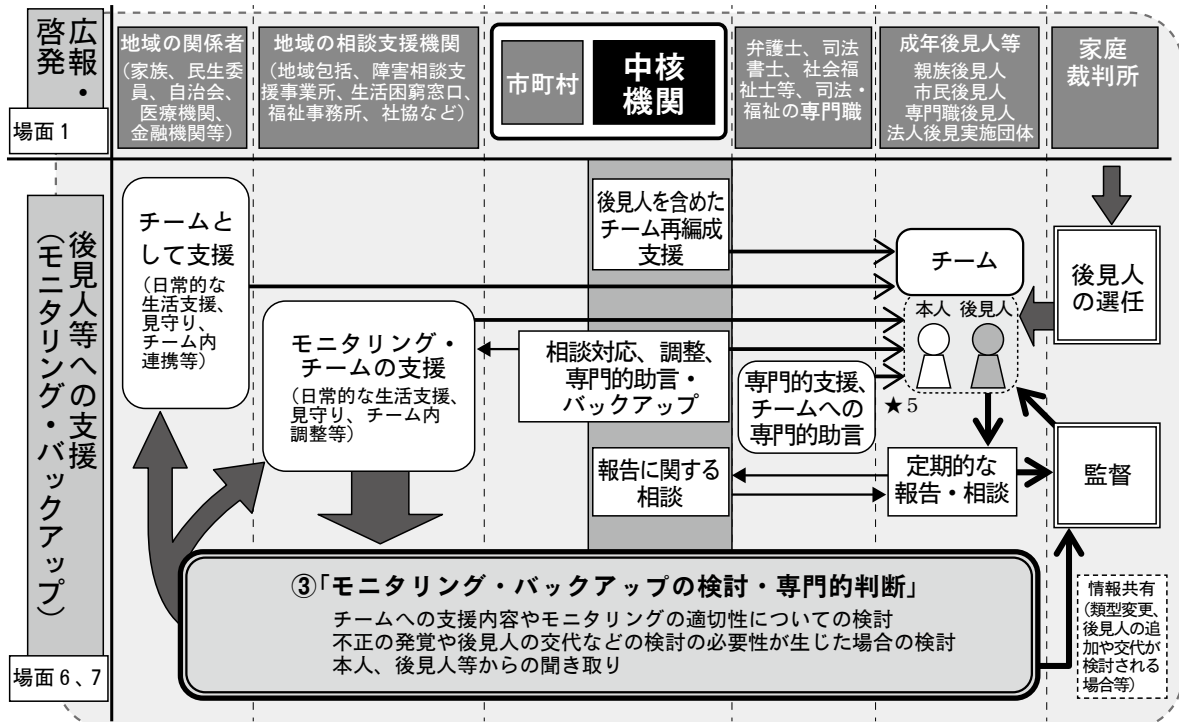
第 51 条の 11 の 3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

（４）後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）

◎後見開始後の継続的な支援【場面 6】

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）では、家庭裁判所に後見人等が選任された後、本人を支援するチーム体制を再編成するとともに、地域の生活支援機関等により、本人の状態やチームの支援状況等についてモニタリングを行います。本人の状況の変化等に応じ、チームの構成や支援内容を変更するなどの検討、判断を行い、バックアップを行います。

モニタリングを通じて、不適切な事態が確認された場合には、モニタリング・バックアップ会議で後見人の交代等を検討することも求められます。

①想定される「現状の課題」（図Ⅱ－２、図Ⅱ－３フロー図の「目詰まり」）

- 【後見人等】後見人一人では解決できない問題が多い
- 【後見人等】後見活動について不明なことを相談する先がない
- 【家族、後見人等】本人の状態が変化したが、相談先がわからない
- 【本人、家族、地域の相談支援機関等】選任された後見人の活動に疑問な点があり相談したい
- 【後見人等】家庭裁判所への報告書の書き方がわからない、等

家庭裁判所において、成年後見人が選任され、後見活動が開始した後、特に親族後見人や市民後見人等は後見活動において不明なことがある、あるいは本人の状況に変化があっても、相談先がわからず、抱えた問題を解決できないこともあります。それは後見活動に関するバックアップ機関に地域差があるためです。家庭裁判所への報告書の書き方もわからないこともあります。成年後見人としての知識が不十分で相談もできない結果、意図せず不適切な後見活動を行ってしまうことも発生しています。

また、本人や家族、チームに関わる支援者等が後見人の活動内容が適切でないと気づいた場合、どこにどのように相談するのかがわからず、状況の改善につながりにくい現状があります。

②中核機関の役割・機能、期待される効果

成年後見人選任後、中核機関のコーディネートにより本人を支えるチームの再編成が行われ、本人、後見人が連携し、相談できるチーム体制が構築されます。また、成年後見人等が活動上わからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合、中核機関もしくは中核機関による専門的支援を受けた地域の相談支援機関に相談し、後見活動のバックアップを受けることができるようになります。

また、チームと地域の相談支援機関が連携し、定期的なモニタリングが行われることで、本人の状況の変化や後見人の果たしている役割等を把握することができます。類型の変更や、後見人の交代等が検討される場合等には、中核機関から家庭裁判所に情報の共有が行われます。

家庭裁判所は、後見人を監督する責務を有しており、中核機関との情報共有に基づいて、後見業務の状況を確認します。後見人が本人の財産を流用しているといった事態が明らかになれば、後見人の解任も視野に検討が行われます。また、親族後見人等が自分一人だけでは対応が難しい課題を抱えている場合には、専門職のサポートを得られるよう後見人の追加選任等が検討されます。

家庭裁判所は、問題状況と本人のニーズに応じて、後見人を解任したり、交代等をさせたりすることによって、本人にとって常に最もふさわしい後見人からの支援を受けられる環境を確保することを目指して状況の把握、判断を行うことになります。



参考事例のご紹介

- 市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築
(釧路市権利擁護成年後見センター)
- 成年後見人等サポートの実施
(伊賀地域福祉後見サポートセンター)
- 市民～関係者各層別の実践的研修の実施
(知多地域成年後見センター)
- 支援者育成のための工夫
(尾張東部成年後見センター)
- 市民後見人の育成、フォロー体制の構築
(大阪市成年後見センター)

(詳細はⅢ章 P.86, 90, 91 参照)

【相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）】

地方公共団体の法律上の責務

地方公共団体が中核機関を設置し、施策上の成果をあげるにより、地方公共団体は以下に掲げる法律上の責務を果たすことができると考えられます。

○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、(中略) 高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

8 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実に図るために必要な措置を講ずること。

9 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

10 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

○「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）」(抄)

(後見等に係る体制の整備等)

第 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。